

魚津市告示第36号

魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団体 自治会、地域活動団体及び地域振興会並びに魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等であって5人以上の構成員で組織されるものをいう。

(2) 若者グループ 概ね18歳以上39歳以下の2人以上の構成員で活動するものをいう。

(3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する北陸職業能力開発大学校をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市民及び市に関わる全ての者が積極的にまちづくりに参画することにより、地域課題の解決及び地域の活性化を図るため、団体、若者グループ又は学校（以下「団体等」という。）が実施する魚津市まちづくりアイデア実現事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 地域課題解決・活性化事業（団体が実施する、地域課題の解決若

しくは地域の活性化又はその両方（以下「地域課題解決・活性化」という。）を図る事業）

（２） 若者アイデア実現事業（若者グループが実施する、地域課題解決・活性化を図る事業）

（３） 若者アイデア準備事業（若者グループが前号の事業の実施に向けた前段階として勉強会、試作、試行等を実施する事業）

（４） 学校応援事業（学校が実施する、地域課題解決・活性化を図る事業）

（５） 継続事業（過去にこの要綱による補助金の交付を受けた事業（前２号に掲げるものを除く。））

２ 同一の団体等が実施する事業に対する補助金の交付は、各年度につき１回を限度とする。

３ 魚津市「ともにつくるまち」促進事業補助金交付要綱（令和５年魚津市告示第89号）又は魚津市若者のまちづくり活動応援事業補助金交付要綱（令和５年魚津市告示第90号）による補助金の交付を受けたものは、この要綱による事業の対象としない。ただし、学校が実施する事業については、この限りでない。

（実施期間）

第５条 事業は、各年度内に行うものを対象とする。

（補助対象経費）

第６条 補助金の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の補助率及び限度額等）

第７条 補助金の補助率、限度額及び同一の事業に対する補助金の交付回数の制限は、次の表のとおりとする。

事業	補助率	限度額	補助金の交付回数 の制限
地域課題解決・活性化事業	2分の1	20万円	1回まで
若者アイデア実現事業	10分の10	20万円	1回まで
若者アイデア準備事業	10分の10	5万円	1回まで
学校応援事業	10分の10	20万円	制限なし
継続事業	2分の1	10万円	2回まで

２ 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象者）

第８条 補助金の交付の対象となる団体等は、次に掲げる要件をすべて満た

すものとする。

- (1) 代表者（学校を除く。）及び構成員（団体等の代表者を含む。）の半数以上が魚津市に住民登録されている者、魚津市内に通勤・通学している者又は過去3年度以内に魚津市等が実施した事業を通じて、魚津市内で活動した実績を有する者として市長が認めた者であること。
- (2) 魚津市内に活動拠点を有し、又は魚津市内を活動の中心とするものであること。
- (3) 事業終了後も魚津市内で継続して活動する意思のあるものであること。
- (4) 事業の成果報告ができるものであること。
- (5) 宗教活動、政治活動等を目的としたものでないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (8) 団体等又は団体等の代表者が、規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。

（応募の手續）

第9条 事業の応募を行う団体等（以下「応募団体」という。）は、魚津市まちづくりアイデア実現事業応募書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要調書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（調査、審査及び選考）

第10条 市長は、前条の規定により応募のあった事業について、提出書類を調査し、関係課の意見を付して第2項に規定する選考委員会に提出するものとする。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、総務部長をもって充てる。
- (2) 委員は、民生部長、産業振興部長、建設部長、教育委員会事務局長、企画広報室長及び魚津市市民自治推進会議（魚津市市民自治推進会議設置要綱（令和6年魚津市告示第83号）第1条の規定により設置された魚津市市民自治推進会議をいう。）の代表者をもって充てる。

- 3 委員長は、必要に応じて選考委員会の会議を招集する。
- 4 選考委員会は、提出書類の内容について、書面、口頭その他これに類する方法をもって応募団体に説明を求めることができる。
- 5 選考委員会は、提出書類の内容を評価し、採択する事業の候補を選考するものとする。
- 6 選考委員会は、審査及び選考の結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

(応募事業の選考基準)

第11条 応募のあった事業の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 応募資格の要件を満たしていること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 応募内容が陳情、要望又は財政的援助を主な目的としていないこと。
- (4) 国、県及び魚津市の補助又は委託の対象となっていないこと。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。
- (6) 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
- (7) 地域又は団体等の親睦を主な内容とした事業でないこと。
- (8) 事業実施を伴わない調査又は研究事業でないこと。ただし、第4条第1項第3号の事業については、この限りでない。
- (9) 応募団体が専門性、特色等を活かし実施することによって、効果的で質の高い事業になることが期待できること。
- (10) 先駆的で新しい視点からの事業であること、又は既存事業の拡充が図られ、地域での活動の広がりが期待できる事業であること。
- (11) 公益的又は社会貢献的な事業であって、地域課題の解決又は地域の活性化が図られると期待できること。
- (12) 事業終了後も事業の継続又は発展が期待できること。
- (13) 実施体制が十分で事業を確実に実施できること。
- (14) 経費の積算等が適正であること。

(採択の決定)

第12条 市長は、第10条第5項の規定に基づき候補に選定された事業の採択の可否を決定し、魚津市まちづくりアイデア実現事業選考結果通知書(様式第5号)により、応募団体に通知するものとする。

(交付申請)

第13条 前条により採択され、補助金の交付を受けようとする応募団体(以下「交付申請団体」という。)は、魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、交付申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定の通知を受けた交付申請団体（以下「交付決定団体」という。）から提出される魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金概算払請求書（様式第8号）に基づき、補助金を交付するものとする。

3 応募団体（交付申請団体を含む。）は、第1項に規定する交付決定の通知を受ける前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、第1項に規定する交付決定の通知を受ける前に事業を実施しようとする場合において、魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金交付決定前着手届（様式第9号）を市長に提出したときは、この限りでない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 事業の遂行が困難であると認められたとき。

（2） 事業を中止又は廃止したとき。

（3） この要綱に違反したとき。

（4） 偽りその他不正の行為により交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、交付決定団体に対し、期限を定めて、交付されている補助金の返還を求めることができる。

（実績報告）

第16条 交付決定団体は、事業が完了したときは、完了の日から起算して1月を経過した日又は事業の完了の日の属する年の会計年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（様式第11号）

（2） 事業収支決算書（様式第12号）

（3） 事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類

（4） 前3号に掲げるもののほか、参考となる書類

（額の確定）

第17条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金額を確定し、魚津市まちづくりアイデア実現事業補助金額確定通知書（様式第13号）により、交付決定団体に通知するものとする。

（事業概要の公表等）

第18条 市長は、交付決定団体が実施する事業について、当該団体の名称、事業の概要、成果等について公表するものとする。

2 交付決定団体は、事業の周知広報を行うときは、補助金の交付を受けて実施していることを明示するよう努めるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

項目	内容
賃金	事業実施のために必要な人件費（団体等の構成員の人件費を除く。）。ただし、補助額の50%以内とする。
報償費	外部講師等への謝金
旅費	講師等の旅費、会議又は打合せのための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費
燃料費	事業実施のために必要な車両のガソリン代等
食糧費	外部講師等の茶菓子代、事業に参加した者に提供する飲み物代等
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷製本費
通信運搬費	郵送料、宅配等の運搬用経費（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限る。）
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
使用料及び賃借料	イベント会場使用料（団体等の事務所の賃借料を除く。）及び車両等の借上料
原材料費	事業に直接使用する原材料
その他経費	事業実施のために必要な上記以外の経費。ただし、事前に協議し、市長が特に認めたものに限る。